

霧島市クリーンセンター不燃ごみ等処理業務

発 注 仕 様 書

令和 8 年 1 0 月

霧 島 市
(市民環境部環境衛生課)

本仕様書は、霧島市（以下「本市」という。）が運営する霧島市クリーンセンターに搬入される不燃ごみ及び粗大ごみの処理業務について必要な事項を定める。

1 目 的

本仕様書は、霧島市クリーンセンターに搬入される不燃ごみ及び粗大ごみを適正に処理し、霧島市クリーンセンター第2工場・第3工場の管理を行い、市民が安全に利用できる利用環境を整え、安定した運営体制を維持することを目的とする。

2 委託業務名

霧島市クリーンセンター不燃ごみ等処理業務委託

3 業務履行場所

霧島市クリーンセンター第2工場・第3工場

4 業務委託期間

契約締結の日から令和14年3月31日まで

なお、上記業務委託期間について、契約締結日から令和9年3月31日までを業務準備期間とし、令和9年4月1日から運用期間とする。

5 業務内容

本業務は、霧島市クリーンセンター第2工場、第3工場及び敷根一般廃棄物管理型最終処分場を適正に運営し、霧島市クリーンセンターに搬入された不燃ごみ、可燃性・不燃性粗大ごみの処理業務を行うものとする。

（1）第2工場

① 不燃ごみ

指定袋に入った不燃ごみが搬入されるため、破袋、選別（陶器・ガラス・小型家電・リチウム電池・その他の不燃物等）し、下記処分場へ搬出、または処分事業者へ引き渡す。

種 類	搬出方法等
陶器・ガラス	市が指定する最終処分場へ搬出
小型家電	種類ごとに分け、本市が指定する有価物引取り事業者へ引き渡し
リチウム電池等	絶縁等の処理を行って本市が指定する処理事業者へ引き渡し
傘	本市が指定する処理事業者（福祉事業所）へ引き渡し
火山灰	本市が指定する市内の事業所へ運搬
その他の不燃物等	本市が指定する中間処理事業者へ引き渡し、破碎後の返却された残渣は、本市が指定する最終処分事業者へ引き渡し ※カセットボンベ・スプレー缶は、選別処理中に穴あけ処理を行う。

② 可燃・不燃粗大ごみ、マットレス

種 類	搬出方法等
可燃性粗大ごみ	第1工場、または第3工場へ搬出
不燃性粗大ごみ	第3工場へ搬出
マットレス	金属と可燃物に解体させ、可燃物は第1工場へ、金属は第3工場のストックヤード（処理困難物置場）へ搬出

③ (仮) 危険ごみ

充電式電池、小型家電、カセットボンベ・スプレー缶、ライターなどは令和9年度から（仮）危険ごみとして、分別、回収します。受託者は、当該制度の導入に伴う業務内容の追加や変更について、発注者の指示に従い誠実に応じるとともに、円滑な制度移行および業務遂行に適切に対処すること。

(2) 第3工場

① 可燃性粗大ごみ

第3工場に搬入されたごみのうち、畳・布団は第1工場へ搬入。畳・布団以外の可燃性粗大ごみは、金属部分を取り除き、二軸破砕機で破砕し、第1工場へ搬入。

なお、できるだけ破砕前に第 1 工場内に運搬すること。

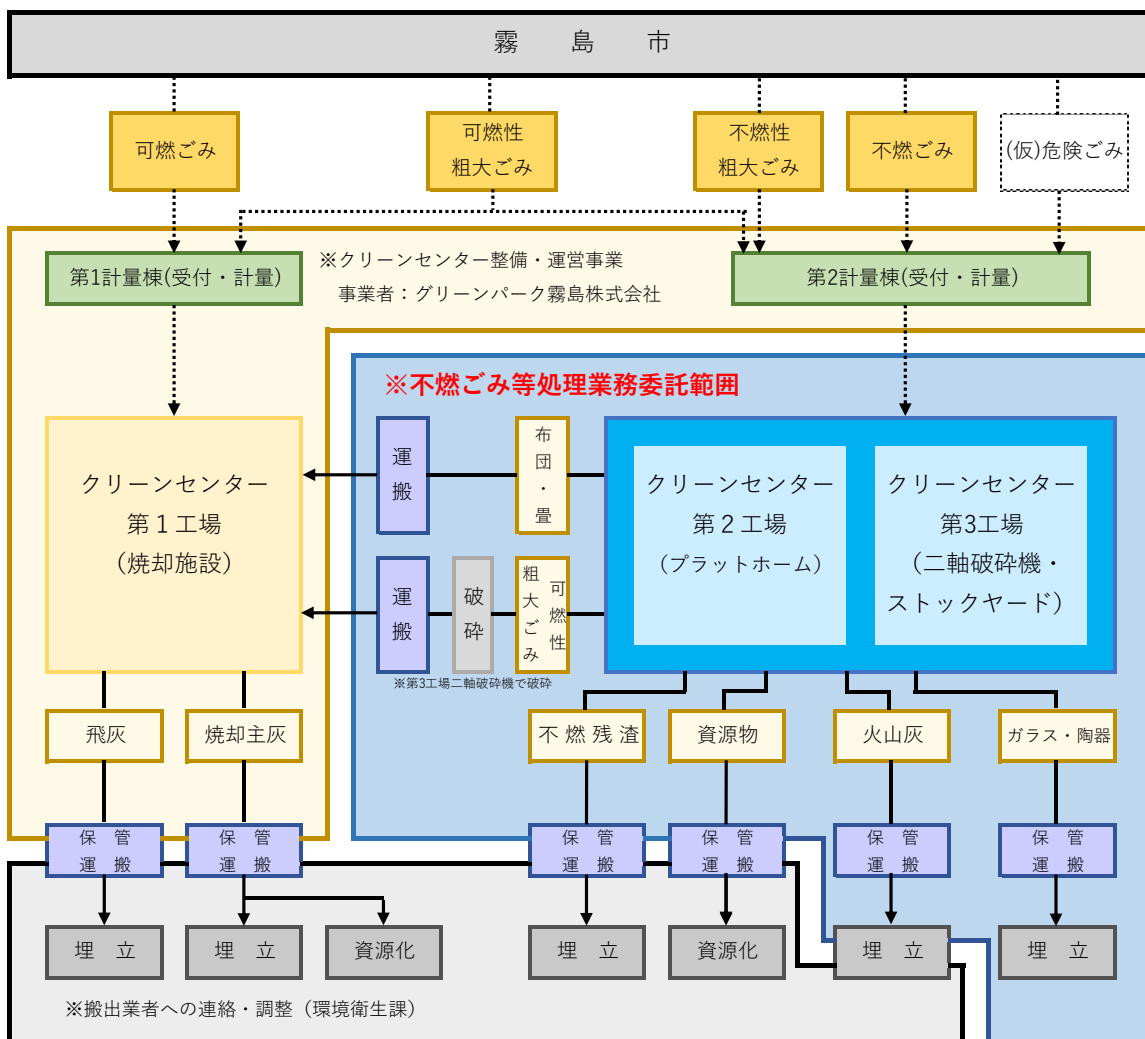
金属部分はストックヤードで保管し、本市が指定する有価物引取り事業者へ引き渡し。

② 不燃性粗大ごみ

解体等により可燃部分を取り除き、金属部分はストックヤードで保管、本市が指定する有価物引取り事業者へ引き渡し。

可燃部分は、二軸破碎機で破碎し、第1工場へ搬入。

(3) 処理フロー



(4) その他の業務（施設等の維持管理）

受託者は以下の維持管理業務を実施すること。なお、清掃や除草等に要する消耗品及び資機材（草刈り機、燃料等）は受託者の負担において準備すること。

① 敷地

第2工場・第3工場の敷地内における、側溝、植栽、法面等については定期的に草払いや剪定、側溝清掃等を実施し、適正に管理すること。実施時期及び頻度等については、本市と協議の上、計画的に行うこと。

② 建物

第2工場の建物（旧敷根清掃センター）については、全ての階において、立入禁止区域以外の部屋・トイレなど、清掃等を定期的の実施し、常に清潔な状態を保つよう適正に管理すること。

生活用水受水槽、生活用水給水ユニットの日常点検を行い、次亜塩素酸ナトリウムの注入など水質の適正管理を行うこと。

屋外の雨どい等についても定期的に清掃等を実施し、火山灰・落ち葉等による詰まりを防止すること。

③ 敷根一般廃棄物管理型最終処分場（※資料5）

管理型最終処分場については、法面の草払い（年3回程度）や雨天後の側溝清掃などを実施すること。なお、災害時には仮設ごみ置き場等として活用するため、非常時に速やかに使用可能な状態をできるだけ維持すること。

また、水処理等に用いるバイオブロックについて、定期的な点検、清掃及び機能維持に必要な管理を適正に行うこと。なお、補充・交換用の消耗品等については本市が支給するものとし、受託者はその設置・交換作業を行うものとする。

④ 搬入道路

国道から霧島市クリーンセンター第1工場までの搬入道路については、雨天時側溝等に落ち葉等が溜まりやすいため、雨天後は速やかに側溝清掃等を実施し、搬入車両等の安全な通行環境を確保すること。

⑤ 実施頻度及び引き継ぎ

上記①から④の維持管理業務（点検、清掃、草払い等）の実施頻度については、現在の管理水準を低下させることがないよう、業務準備期間中に本市から作業内容、実施時期及び頻度等を確実に引き継ぐこと。

(5) 休業日

① 土曜日の午後及び日曜日

② 1月1日から同月3日まで並びに12月31日

③ 上記のほか、本市が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

なお、休業日であっても本市から依頼がある場合は開場するものとする。

※年間10日程度

(6) 搬入時間

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、土曜日は午前8時30分から正午までとする。

なお、本市から指示があった場合のほか、搬入事業者の都合等によりやむを得ない事由がある場合は、本市と協議の上、柔軟に開場時間を変更（延長等）して対応すること。

(7) 業務時間

本業務における業務時間は以下のとおりとする。

月曜日から金曜日 午前 8 時 15 分から午後 5 時まで

土曜日 午前 8 時 15 分から正午まで

なお、個々の業務従事者の勤務時間（始業、終業、休憩時間等）及び勤務割については、関係法令を遵守の上、受託者が任意に定めるものとする。ただし、土曜日については搬入時間と業務時間が同時刻に終了するため、正午間際の搬入対応やその後の残務整理（清掃、施錠等）に柔軟に対応し、施設運営及び業務の遂行に支障が生じないよう人員を適正に配置すること。

(8) 人員・重機配置等

① 受託者は、本業務を履行するために必要な人員を適正に配置するものとする。

② 受託者は、業務従事者に対して接遇マナーに配慮した対応をさせるとともに、氏名、生年月日及び住所（市町村名）等を記載した写真付きの名簿を事前に発注者へ提出すること。なお、業務従事者に異動があった場合も同様とする。

③ 令和 8 年 10 月 1 日現在の人員配置は下記のとおりである。

受託後の人員配置数及び使用する重機については、受託者が任意に定めることができるが、人員、重機を適正に配置し、業務を安全かつ確実に遂行できる体制であること。

ア 第 2 工場

・人 員：7 名（現会計年度任用職員）

・重 機：フォークリフト 1 台、バックホウ 1 台

イ 第 3 工場

・人 員：4 名（現会計年度任用職員）

・重 機：フォークリフト 1 台、バックホウ 1 台

※受託者が自ら重機を調達（自社所有機等の持ち込み）して業務を行うことを妨げない。

※現在稼働している重機は、株式会社ナンニチからのリース車両である。業務受託後も重機のリース継続を希望する場合の条件等については、受託希望者において直接リース会社へ確認すること。

(9) 責任者・資格者等の配置

受託者は、本業務を安全かつ確実に行うため、以下のとおり責任者及び有資格者を適正に配置すること。

① 責任者及び副責任者の配置

現場を統括し、本市との連絡調整、業務の進行管理及び安全衛生管理を行う「責任者」を配置すること。また、責任者の不在時等にその職務を代行する「副責任者」を配置すること。

② 有資格者（技術管理者）の配置

施設の適正な維持管理を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 21 条に規定する「一般廃棄物処理施設の技術管理者」の資格を有する者を配置すること。なお、当該技術管理者は、前号に規定する責任者又は副責任者が兼務することを妨げない。

③ 法令上必要な資格者の配置

前号のほか、重機（フォークリフト、バックホウ等）や車両（クレーン付きトラック等）の運転・操作等に当たっては、必ず労働安全衛生法その他の関係法令に基づく免許の取得、

技能講習又は特別教育等を修了した有資格者を従事させること。

(10) 事務所の使用等

- ① 本業務の遂行にあたり、受託者は、第2工場内に設置されている事務所を無償で使用する事ができる。
- ② 事務所内に現在設置されている本市所有の備品（机、椅子、ロッカー等）については、現状のまま無償で使用する事ができる。ただし、業務上新たに必要な備品等については、受託者の責任と費用負担において準備すること。
- ③ 受託者は、使用する事務所及び備品等について、適正に維持管理すること。なお、故意又は過失により滅失又はき損した場合は、受託者の負担において原状に復するものとする。

(11) 設備（二軸破碎機）

第3工場に設置してある二軸破碎機については、受託者において日常的な清掃や目視点検等を適切に行い、適正に管理すること。修繕等の費用負担は、次のとおりとする。

- ① 軽微な修繕（部品代・作業代等を含め、1件につき税込10万円以下のもの）については、受託者の責任と費用負担において実施すること。
- ② 定期メンテナンスや刃の交換等、大規模な整備（10万円を超える修繕）については、本市が実施するものとする。
- ③ 前項の規定にかかわらず、受託者の故意、過失（破碎不適物の投入など）又は不適切な管理に起因する故障及び破損については、金額にかかわらず受託者の責任と費用負担において修理すること。

(12) 車両

- ① 三菱クレーン付き3.5tトラック（9696 初回登録日：平成25年7月25日）
- ② トヨタ2tダンプ（8109 初回登録日：平成10年10月30日）
- ③ 日野4tダンプ（312 初回登録日：平成7年7月18日）
- ④ 日野4tダンプ（191 初回登録日：平成12年3月）

車両・重機等については受託者にて準備し、点検・車検・修繕に係る費用は受託者の負担とする。

また、上記①～④の車両については無償による貸与も可能であるが、4月1日を基準日とした1年単位の貸与とし、令和9年4月1日以降に発生する点検・車検・修繕に係る費用は全て受託者の負担とする。

なお、老朽化等により車検の継続や修繕が困難となった場合であっても、本市は車両の更新（新たな車両の購入・貸与等）を行わない。その際、業務の遂行に車両が必要となる場合は、受託者の責任と費用負担において代替車両を準備すること。

また、貸与車両が使用不能となった場合及び不要となった場合の廃車に係る手続き、費用負担は本市で実施する。

(13) 建物

本業務で使用する建物は、本市が整備し、受託者に無償で提供するものとする。ただし、受託者が業務を運営する上で独自に必要な内装工事、設備改修等については、受託者の責任及び費用負担において行うものとする。

なお、受託者が建物に工事等（現状変更）を行う際は、あらかじめ本市と協議の上、書面による承認を得なければならない。

(14) 消耗品・光熱水費・通信費

- ① 業務の実施に直接必要な消耗品（作業服、保護具、清掃用具等）については、受託者の負担とする。
- ② 第2工場・第3工場の運営にかかる光熱水費（電気、水道）については、本市の負担とする。ただし、受託者は、不要な照明の消灯や空調の適正温度の維持など、日常的な節電及び節水に努めること。
- ③ 電話回線、インターネット回線等の通信環境の整備に係る費用及び月々の通信費は、受託者の負担とする。

(15) 令和7年度搬入実績

搬入台数：10,198 台

搬入重量：2840.95 t

※搬入量等の増減があっても、業務委託料に変更はないものとする。

(16) 令和8年4・5・6月搬入実績

4月		不燃		粗大		5月		不燃		粗大		6月		不燃		粗大	
		台数	重量 (kg)	台数	重量 (kg)			台数	重量 (kg)	台数	重量 (kg)			台数	重量 (kg)	台数	重量 (kg)
1日	水	17	8,150	14	6,570	1日	金	23	1,030	9	1,160	1日	月	17	5,630	15	6,140
2日	木	11	1,860	12	2,130	2日	土	17	930	5	970	2日	火	8	3,330	7	3,850
3日	金	20	1,500	6	1,820	3日	日	0	0	0	0	3日	水	22	8,380	22	9,950
4日	土	10	290	6	700	4日	月	16	4,880	16	4,330	4日	木	10	230	5	1,680
5日	日	0	0	0	0	5日	火	28	5,510	23	7,650	5日	金	18	1,460	13	3,230
6日	月	28	6,890	12	5,180	6日	水	33	13,840	29	15,050	6日	土	29	1,630	8	590
7日	火	23	10,110	14	5,150	7日	木	24	1,910	1	160	7日	日	0	0	0	0
8日	水	20	5,620	19	8,630	8日	金	24	2,020	6	970	8日	月	19	4,830	8	4,100
9日	木	11	1,000	12	3,900	9日	土	18	720	5	490	9日	火	16	3,780	9	4,410
10日	金	10	5,950	5	1,110	10日	日	0	0	0	0	10日	水	22	5,870	14	6,910
11日	土	31	1,610	3	230	11日	月	23	4,540	19	6,060	11日	木	14	2,350	12	4,460
12日	日	0	0	0	0	12日	火	28	4,810	17	6,040	12日	金	12	850	11	1,880
13日	月	12	3,970	15	5,990	13日	水	19	8,360	23	10,630	13日	土	12	310	7	630
14日	火	15	9,930	16	5,690	14日	木	14	3,340	5	970	14日	日	0	0	0	0
15日	水	17	7,750	18	10,380	15日	金	16	1,400	5	2,620	15日	月	13	4,610	16	6,120
16日	木	17	2,520	11	5,080	16日	土	20	2,730	7	500	16日	火	14	3,240	10	3,010
17日	金	19	2,010	10	1,210	17日	日	0	0	0	0	17日	水	19	8,150	19	11,520
18日	土	24	960	6	370	18日	月	22	6,640	18	6,760	18日	木	7	260	9	4,390
19日	日	0	0	0	0	19日	火	26	4,890	14	5,910	19日	金	11	990	4	260
20日	月	32	6,700	20	6,540	20日	水	19	9,740	24	13,300	20日	土	31	1,350	7	660
21日	火	24	4,280	16	5,600	21日	木	14	950	8	2,020	21日	日	0	0	0	0
22日	水	14	4,440	17	8,600	22日	金	16	1,090	5	1,020	22日	月	32	7,900	16	8,010
23日	木	12	550	9	3,210	23日	土	26	970	4	240	23日	火	20	4,140	12	4,590
24日	金	7	360	3	1,210	24日	日	0	0	0	0	24日	水	13	5,340	9	4,800
25日	土	14	380	6	540	25日	月	29	7,880	30	10,610	25日	木	8	670	1	90
26日	日	0	0	0	0	26日	火	24	4,790	15	5,370	26日	金	10	500	8	1,910
27日	月	29	8,950	22	9,480	27日	水	14	5,610	10	5,990	27日	土	22	1,300	5	390
28日	火	24	5,230	15	5,810	28日	木	22	2,200	4	740	28日	日	1	20	0	0
29日	水	15	1,060	9	1,140	29日	金	21	1,530	1	710	29日	月	24	4,840	21	7,490
30日	木	14	1,440	7	670	30日	土	25	660	6	230	30日	火	19	5,490	14	7,030
						31日	日	0	0	0	0						
合計		470	103,510	303	106,940	合計		561	102,970	309	110,500	合計		443	87,450	282	108,100

(17) その他

- ① 受託者は、当該業務の履行に関して、一般廃棄物等の飛散、汚水の流失及び臭気に特段の配慮を行うこと。
- ② 受託者は、清掃及び除草を行うことにより場内及び周辺の環境美化に努めるものとする。
- ③ 受託者は、本業務を安全かつ確実にを行うため、受入・選別手順、二軸破碎機の操作方法、緊急時（発火等）の対応等に関する「業務マニュアル」を作成し、全ての業務従事者に周知徹底すること。また、当該マニュアルは業務開始までに本市へ提出し、内容に変更が生じた場合も速やかに報告すること。
- ④ 受託者は、業務日報、月報及び年報を整理し、翌月 10 日までに月例報告等を行うものとする。
- ⑤ 本契約期間中において、今後本市が計画するごみの新たな分別制度に伴う業務内容の変更をはじめ、関係法令の改正等により、本仕様書に定める業務内容に変更が生じる場合があるため、当該変更については適正に対処すること。その際、受託者は業務の効率化等を図り、原則として現行の委託料の範囲内で対応するよう努めるものとする。
ただし、制度変更により業務量の大幅な増減、あるいは選別体制・人員配置等の見直しによる著しい費用負担が見込まれる場合にあっては、受託者は客観的な根拠資料を添えて速やかに本市へ申し出ることとし、本市及び受託者は、当該申し出に基づき誠実に協議を行い、具体的な対応方法および委託料（契約金額）の変更等について決定するものとする。

6 仕様書の範囲

- (1) 本仕様書は、本業務に関する一連の受入、保管及び運搬の全てに適用するものとし、受託者は全ての責任を負うものとする。
- (2) 受託者は、本仕様書に定めのないもので業務上必要と思われるものについては、本市と協議のうえ速やかに決定し行うものとする。

7 諸法規の遵守

受託者は、本委託業務を行うに当っては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、騒音規制法、振動規制法の関係法令及び関係機関の条例等を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

8 秘密の保持及び個人情報の保護

受託者は、業務上知り得た秘密及び個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、搬入されたごみの中に個人情報が含まれる物品（小型家電等）を発見した場合は、適正に取り扱い、情報の漏洩や盗難、持ち去り等の防止に努めること。本契約が終了した後も同様とする。

9 労務災害の防止

業務期間中の危険防止対策を十分に行い、また、労務者への安全教育を徹底し、労務災害が発生しないように努める。万一、労務災害が発生した場合は、受託者の責任において解決を図るものとする。

10 現場管理

受託者は、労働基準法、労働安全衛生規則等の関係法規に従って現場を管理し、また作業現場への一般人及び労務者の出入監視、風紀衛生の取締り、並びに火災、盗難、その他の事故防止について責任をもって管理する。

11 交通安全

本市施設並びに業務履行施設等の通行に際して、関係車両等は、本市等の指定したルートを通行し交通安全に努める。

12 復旧

受託者は、周辺道路その他を損傷しないよう注意するとともに、飛散等防止対策の安全対策を講じる。万一、業務期間中に本市または第三者に損傷、汚染が生じた場合は、速やかに応急処置及び原形復旧、修理工事等を本市の指示により行う。

13 権利義務の譲渡等

本業務に関しての権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

14 再委託の禁止

本業務に関して受託者は、委託業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託者が事前に本市の承諾を得て、委託業務を部分的にかつ専門の第三者に委託する場合はこの限りではない。

15 疑義

本仕様書等に定めのない事項であっても、本施設の円滑な運営のために現在日常的に実施している付帯業務や、業務の性質上当然に必要と認められる軽微な事項については、原則として引き続き受託者の責任と負担において実施するものとする。

具体的な作業内容等については、企画提案書提出までに必ず確認し、業務準備期間中に本市から確実な引き継ぎを受けること。

ただし、それ以外の事項、受託者の負担が著しく増大するもの、又は本仕様書等の解釈について疑義が生じた場合は、本市及び受託者が協議の上、決定するものとする。

16 緊急時・災害時等の対応

- (1) 受託者は、作業中において発煙・発火等を発見した場合は、速やかに初期消火等の安全確保に努めるとともに、直ちに消防署及び本市へ通報すること。
- (2) 災害時（台風、地震、水害等）においては、災害ごみの大量搬入等により通常時よりも業務量の大幅な増加が見込まれる。受託者は、このような非常時において、市民生活の早期復旧を支援するため、搬入時間の延長、休業日における開場、または人員の増員等、柔軟かつ迅速に対応する体制を確保すること。
- (3) 前号の災害対応に伴い、追加の費用負担（時間外労働、休日出勤、人員増等に係る経費を含む）が生じた場合にあっては、客観的な根拠資料に基づき本市及び受託者で協議を行い、委託料の変更等を決定するものとする。